

徳島県における規制改革について
(第 1 次提言)

(案)

平成 28 年 7 月

徳島県規制改革会議

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革を進めるにあたっては、「地域のことは地域で実践する」という考え方方に立ち、県民から募集した意見をはじめ地域ニーズに基づいた「消費者目線・現場主義」による規制改革のあり方を検討し、条例等の改正による県レベルでの規制緩和はもとより、必要に応じて、市町村との調整や、国への政策提言、国家戦略特区の提案など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 民泊について

(1) 県条例の改正について

平成28年4月1日改正の旅館業法施行令等において、「客室延床面積」「フロント設置要件」の規制緩和があったところであり、当該法と合致した県条例（徳島県旅館業法施行条例）の改正を速やかに行う必要がある。

(2) 政策提言について

新たな「民泊サービス」の方向性を見据えながら、国における民泊に関する規制緩和が速やかに実現するよう、県として政策提言を行う必要がある。

(3) シームレス民泊の推進について

地域の交流人口の増加と、南海トラフ巨大地震等の避難者対策として徳島ならではのシームレス民泊（平時は民泊、発災時には避難所として活用）を推進するため、県として様々な角度から支援を行うとともに、必要な規制緩和事項に関しては、課題を精査した上で、適切な措置を図っていく必要がある。

例えば、

- 農林漁家体験民宿と同様に、「自宅であること」「災害時には避難所として活用する施設であること」等の一定の要件を満たせば、食品衛生法における飲食店営業許可に係る簡易宿所の施設要件緩和を図ること など。

(4) 民泊の普及啓発について

民泊を推進するためには、県民の理解を深める必要があることから、徳島県版の民泊マニュアルの作成やセミナーの開催、モニターツアーの実施など、積極的な普及啓発に努めるとともに、民泊に関する検討会を立ち上げるなど、集中的に検討を進める必要がある。

2 イベント開催時の飲食提供について

イベント開催時の飲食提供など、営業場所が限定される臨時的季節的営業許可については、安全・安心に配慮し、一定の衛生対応が担保される場合は、県産品の販売促進や地域振興につながるよう、積極的な検討を行う必要がある。

3 観光・インバウンドについて

旅行業法等の規制については、国の所管法令であるとともに、国家戦略特区提案の重要な規制事項として「観光・インバウンド」分野が位置づけられていることから、民泊推進の視点とともに、必要な事項を国家戦略特区に提案するなどし、積極的な規制緩和を進める必要がある。

例えば、

- 第3種旅行業者及び地域限定旅行業者が行う募集型企画旅行の業務範囲の拡大。
- 観光における二次交通確保の観点からのタクシー営業区域の拡大や地元ホテルによる着地型観光の一環としての自家用有償旅客運送の実施 など。

4 イベント開催時の道路使用について

イベント開催時の道路使用に関しては、適切な目的で、地域住民等との合意形成が図られ、地方公共団体が関与する場合については、安全性の確保を前提に、所定の手続きが円滑に進められるよう、今後とも県民目線に立って取り組む必要がある。

5 その他

県においては、更なる規制改革の推進に向けて、「徳島県規制改革会議」の機能強化を図るとともに、今回取りまとめた方向性についての適切なフォローアップを行い、県民からの意見募集の継続をはじめ、県民目線での検討を進める必要がある。

平成28年7月 日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二